

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外184名

1審被告 関西電力株式会社

証拠説明書

(乙235~246号証)

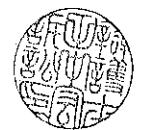
平成29年6月21日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室 祐



号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
乙235	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書	写し	H29. 5. 24	原子力規制委員会	大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）が、新規制基準適合性審査において、原子力規制委員会の審査を経た上で、原子炉設置変更許可を受けていること等
乙236	大飯発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について	写し	H29. 5. 24	原子力規制委員会	
乙237	地震がわかる！Q&A	写し	H20. 12	文部科学省研究開発局地震・防災研究課	活断層で発生する地震については、過去に発生した場所で繰り返し発生するものとされていること（10頁）、地表における揺れの大きさは地表付近の地盤の状況によって変わり、地盤が軟弱な場所では揺れは大きくなるとされていること、また、地震波が固い地盤から軟らかい地盤に伝わると、揺れは一般的に大きくなるとされていること（13頁）
乙238	サイト敷地の地下構造の詳細な把握の必要性について（抜粋）	写し	H25. 5. 10	原子力規制委員会	新規制基準において、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震や平成21年（2009年）8月11日の駿河湾の地震から得られた知見を踏まえ、原子力発電所敷地周辺の地質構造や地下構造の詳細な評価が求められることとなったこと
乙239 の1	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の	写し	H29. 5	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、次の考え方を示していること ・地震動に影響を及ぼす震源、地質構造、伝播特性等は

	変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方				<p>敷地ごとに異なるため、過去にいづれかの地域で発生した最大の地震を全ての発電所に対して一律の地震動として適用するのではなく、発電所ごとに評価することが要求されていること(2頁)，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震動評価における不確かさの具体的な考慮方法については、検討用地震ごとに状況が異なることから、設置許可基準規則解釈の考え方方に従い、最新の科学的・技術的知見を踏まえて評価されていることを個々の審査の中で確認していること(5頁)， ・「レシピ」は地震学の専門家らが検討して取りまとめたいわば一つのパッケージであり、入倉・三宅式を武村式に置き換えるなど、部分的に変更して適用することは、科学的見地から合理性のないものであり、適切ではないこと(6頁)， <p>等</p>
乙239 の2	その他の御意見について	写し	H29.5	原子力規制委員会	「関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)」にパブリックコメントで寄せられた意見に対する、原子力規制委員会の考え方
乙240	「地震ハザードステーション」用語集(抜粋)	写し	(H29.6 ウェブ サイトから 取得)	国立研究開発法人防災科学技術研究所	一般的に、地震基盤面より浅い部分では、地表に近づくにつれてS波速度の小さい層となり、地震波が增幅される一方、地震基盤面から深さ十数kmまでの部分では、地震波は増幅しないとされていること， 地表から地下深部へと深くなるにつれて岩石はより固くなっている、堅い岩石ほどS波速度は大きくなるとされていること

乙241	原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-2015 (抜粋)	写し	H28. 3. 30	一般社団法人 日本電気協会	1審被告がFO-A～FO-B～熊川断層の応答スペクトルを求めるにあたって用いた、耐専式とは異なる各種の距離減衰式が、いずれも信頼性を有する地震動評価手法とされていること なお、乙241号証は乙157号証及び184号証とは異なる箇所を抜粋したものである。
乙242	熊本地震の分析について	写し	H29. 4. 26	原子力規制庁 技術基盤グループ	原子力規制庁が、熊本地震の本震に関して分析した結果、震源断層面積と地震モーメントとの関係は入倉・三宅式と整合しており、この関係の観点からは、現行の断層モデルによる基準地震動策定手法に影響する要因はない、と結論づけたこと
乙243	平成29年度原子力規制委員会 第6回会議議事録（平成29年4月26日（水））（抜粋）	写し	—	原子力規制委員会	田中俊一委員長が、島崎邦彦氏が熊本地震によって得られたと主張する「新たな知見」について、疑義を呈していること（13頁）， 原子力規制庁が、本件発電所の地震動評価に関して、地震動評価における「基本ケース」から1審被告は保守的なパラメータ設定をしており、適切な地震動評価がなされているとの認識を示していること（14頁），等
乙244	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に関連する内規（案）に対するご意見への考え方（抜粋）	写し	H25. 6	原子力規制庁	原子力規制委員会が、社団法人日本原子力学会の「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価基準：2007」（乙154）の信頼性について考え方を示していること（119～120頁）

乙245	原子力施設の耐震設計指針における地震動評価に関する現状 － I A E A および U S . N R C の動向－	写し	H21. 10	財団法人電力中央研究所	国際原子力機関（I A E A）が、設計用地震動の策定方法について、米国の基準や技術を参考にしつつ、原子力発電所の設計用地震動として2段階の耐震レベルを想定しており、より厳しい「S L - 2」は、国や地域にもよるもの、概ね年超過確率 $10^{-3} \sim 10^{-4}$ に対応するものとなっていること
乙246	大飯発電所 3 号機及び 4 号機における耐震安全性について	原本	H29. 6. 19	1 審被告 原子力事業本部プラント・保全技術グループ チーフマネジャー 西田泰信	1 審被告の耐震安全性の確保に関する考え方、及び本件発電所の耐震重要施設は基準地震動に対する耐震安全性を有しております、また、耐震安全上の余裕を有していることから、万一基準地震動を超える地震動を受けたとしても安全機能が直ちに損なわれるがないこと